関連専門職委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、リハビリテーションに関連する保健・医療・福祉・その他の 分野に属する専門職の諸問題について検討しその連携をはかる。

(運営)

- 第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長の選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。
- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員(理事および監事)および 各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。 平成13年1月27日より施行する。 平成25年3月23日より施行する。